

公示番号：19a00426

国名：ナイジェリア

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト（検査室マネジメント）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：検査室マネジメント
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月下旬から2021年6月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.80M/M、現地 13.80/M（渡航5回）、合計 14.60M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 20日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 100日、国内整理 1日
- ・ 第3次 国内準備 1日、現地業務 90日、国内整理 1日
- ・ 第4次 国内準備 1日、現地業務 110日、国内整理 1日
- ・ 第5次 国内準備 1日、現地業務 94日、国内整理 1日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地業務を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月30日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）。提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月20日（水）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
- (計 100点)

類似業務	検査室マネジメント／整備／検査診断および同分野の人材育成に関わる業務
対象国／類似地域	ナイジェリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

特になし

(2) 必要予防接種

黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）¹の提示が必要です。

6. 業務の背景

ナイジェリア連邦共和国（以下、「ナイジェリア」）はアフリカ最大の経済規模を誇るにもかかわらず、依然として他の低所得国同様に感染症が死因の上位を占めている。これまでの取り組みによりポリオの新規発生は2016年を最後に見られていないなど進展もあるが、2014年にはエボラウイルス病が発生し、毎年当国起源のラッサ熱が流行している。2019年1月から発生したラッサ熱のアウトブレイクでは2639疑い症例、581確定症例のうち130名死亡例（致死率22.4%）が報告されている（2019年5月26日現在）。

このような中、2011年に感染症のサーベイランス、予防、緊急対応及び研究能力の向上、検査室ネットワークの構築強化を目的としたナイジェリア疾病予防センター（Nigeria Centre for Disease Control、以下「NCDC」）が設立された。しかし、感染性の高い病原体の検査診断を行う封じ込め検査室がないことや乏しいマネジメント能力及び検査研究能力が、迅速かつ正確な感染症検知の遅れの原因となっている。2014年のエボラ発生時には迅速な封じ込めが高く評価されたが、2017年に実施された国際保健規則（IHR）合同外部評価（Joint External Evaluation²）では、バイオセーフティー・セキュリティを含む多数の項目で、「能力なし」あるいは「能力は限定的」という低評価を受けた。JEE 評価結果を基に2018年11月にナイジェリア保健省、

¹ナイジェリアのイエローカード（黄熱予防接種証明書）要求は発生地からの黄熱ウイルスの持ち込み防止が目的なので日本などの非危険国からの入国では不要とされていますが、自らの感染防止のために接種していただくことを勧めます。WHOは発行後10年経過したイエローカードでも手続きなく生涯有効とする勧告を出しましたが、ナイジェリアはこの勧告受け入れをまだ正式表明していません。当面は10年以内発行の証明書携帯をお勧めします。ナイジェリアからの渡航者（旅を含む）にイエローカードの提示を求める国もありますのでご注意ください。

² 感染症、食品、検疫、化学物質、放射線など様々な分野の健康危機の予防・検知・対応の能力を始めたIHRの8つのコアキャパシティの履行状況を評価するWHOの取り組み。

NCDC、環境省等の関係省庁により策定された国家公衆衛生安全保障計画 2018-2022 (National Action Plan on Health Security 2018-2022) では、検査室の機能強化や感染症に係る人材育成等に取り組むことが記されている。

このような背景のもと、ナイジェリアの感染症対策の中心機関である NCDC のマネジメント能力の向上、検査室機能強化、サーベイランス能力の強化、人材育成等の技術協力が日本政府に要請された。本プロジェクトは、ナイジェリアの感染症対策の中心機関である NCDC のマネジメント能力の強化、検査室機能の強化、緊急時の対応能力の強化、人材育成等を行うことによりナイジェリアの感染症に対する早期対応能力の強化を図り、もって同国における対象優先感染症のアウトブレイクの早期検知および感染拡大防止に寄与することを目的としている。

本プロジェクトの概要は以下の通りである。

- プロジェクト実施期間：2019年11月下旬～2023年11月下旬（4年間）
- プロジェクト目標：8優先感染症³に係る公衆衛生上の危機に対する NCDC の早期対応能力が強化される。
- 期待される成果：
 - 成果1：新たに建設される予定の BSL-3 検査室が適切に管理・運用される⁴。
 - 成果2：8優先感染症について、安全かつ正確で信頼のおける診断と確認を行うことを目的とした検査室ネットワークが強化される。
 - 成果3：8優先感染症に係る公衆衛生上の脅威に対応するための NCDC のプログラムマネジメント能力が強化される。
- 対象地域：アブジャ連邦首都区、ラゴス、パイロット地域（州または地方行政区にて緊急対応、検体搬送、外部精度管理制度を試行する）
- 本プロジェクト専門家構成：
本プロジェクトは JICA 直営長期専門家 2 名（チーフアドバイザー、業務調整）、および当該専門家の 3 名で構成される。また、短期専門家として 5 名（研究能力強化（研究計画立案・評価）、研究能力強化（技術指導）、サーベイランス、バイオセーフティ/バイオセキュリティ、緊急対応）の派遣も予定している。
- ナイジェリア側実施機関：NCDC 及び連邦保健省（以下、「C/P 機関」）

7. 業務の内容

本業務従事者（以下、「当該専門家」）は、以下の目的を達成するために業務を行う。

- ① 現地調査により、ナイジェリアの国内公衆衛生検査室の検査室管理、感染症検査、報告システム、外部精度管理の現状及び課題を明らかになる。
- ② 本プロジェクトにより支援する NCDC の研究能力強化用の機材・消耗品等が整備される。
- ③ 検体の収集及び搬送システムを強化される。
- ④ 国内公衆衛生検査室のネットワークが強化される。
- ⑤ 優先 8 感染症検査診断の外部精度管理制度が確立される。
- ⑥ 合同調整委員会（JCC）や世界銀行やアメリカ疾病予防センターなど他ドナーの

³ コレラ、黄熱病、髄膜炎、出血性ウイルス熱、麻疹、インフルエンザ、薬剤耐性菌、サル痘の 8 感染症を指す。

⁴ BSL-3 検査室は、JICA の無償資金協力事業「ナイジェリア疾病予防センター診断機能強化計画」で NRL の敷地内に建設予定であり、2021 年に完成予定である（2019 年 9 月現在）。

会合を通して得られた知見がプロジェクト専門家、C/P 機関の関係者に共有される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2019年11月下旬の5日間）
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ナイジェリア政府作成の関連報告書や学術論文等を参照し、ナイジェリア国内公衆衛生検査室の検査診断能力や検査室サーベイランスの現状と課題を把握する。
 - ② JICA 人間開発部及びナイジェリア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ 現地業務工程表を含む全業務工程のワークプラン（案）（英文）を作成し JICA 人間開発部による確認ののち電子データで提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。
ワークプラン（案）では、プロジェクトチームの一員として当該専門家が求められる項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。
- (2) 第1次現地業務期間（2019年11月下旬～2019年12月下旬迄の20日間）
 - ① 現地業務開始3日以内に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）（英文）を修正・更新し、承認を得る。
 - ② C/P 機関と協力し、以下の業務を遂行する。
 - ア) 保健省関係部局や NCDC、ドナー関係者から情報収集、ヒアリングを行い、検査室マネジメントや検査診断、その政策における実施状況を分析する。特に、NCDC の直轄検査室であるアブジャ首都連邦区に位置する国家標準検査室（以下、「NRL」という）及びラゴス州に位置する中央公衆衛生検査室（以下、「CPHL」という）を訪問し、検査の実施状況等を分析する。
 - イ) 本プロジェクトにて供与予定の研究能力強化研修用の機材及び消耗品に関して、NCDC 及び当該活動を行う短期専門家と協議し、消耗品の見積書の取付及び調達先リストの作成、また機材の選定、仕様書（案）及び調達先リストを作成する。なお、機材調達は JICA にて行う予定である。
 - ③ 現地業務完了に際し、第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
 - ④ JICA ナイジェリア事務所に第1次現地業務結果報告書（和文要約・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2019年12月下旬の3日間）
消耗品及び機材の仕様書（案）及び調達先リストを作成し、下記 8.（2）の通り、JICA 人間開発部及びナイジェリア事務所へ提出する。
- (4) 第2次国内準備期間（2020年1月中旬の1日間）
 - (1) にて作成したワークプラン（英文）に第2次現地業務時の活動計画を修正、加筆し、人間開発部による確認の後、電子データで提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地業務期間(2020年1月中旬～4月下旬迄の100日間)

- ① 現地業務開始3営業日以内に、JICAナイジェリア事務所、C/P機関に(4)にて更新したワークプランを提出、説明し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト専門家、C/P機関と協力し、ワークプランを基に、以下の業務を遂行する。
 - ア) 第1次現地業務結果に基づき、チーフアドバイザー、業務調整専門家、NCDCと協力し、プロジェクト全体の2020年の年間活動計画及び予算計画を策定する。
 - イ) NCDC及びチーフアドバイザーと協議し検体搬送システム強化、外部精度管理制度導入のためのパイロット地域を決定する。なお、パイロット地域は無償資金協力「ナイジェリア疾病予防センターにおけるネットワーク検査室機能強化計画」にて機材整備を支援する7検査室⁵から選定する予定である。
 - ウ) NRLの検査室管理マニュアルの内容や運用状況を確認し、必要に応じて検査室管理マニュアル改訂を支援する。
 - エ) NCDCの検査部門担当者やNRLの検査室管理責任者の約10名の職員に対して検査室管理研修のための指導者研修を実施し、検査室管理研修の教材作成を支援する。
 - オ) 国内NCDCネットワーク公衆衛生検査室の検査室管理のためのマニュアルの整備及び運用状況に関して調査する。
 - カ) NCDCがネットワーク公衆衛生検査室の検査室管理者約15名を対象に開催する検査室管理研修の研修計画策定及び実施を支援する。
- ③ 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関に提出し、報告する。
- ④ JICAナイジェリア事務所に第2次現地業務結果報告書(和文要約・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ⑤ 必要に応じて、他のプロジェクト専門家とJICA人間開発部の定例進捗報告会(テレビ会議)に出席し、活動の進捗報告を行う。

(6) 第2次国内整理期間(2020年5月初旬の1日間)

第2次現地業務の現地業務結果報告書(和文要約・英文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。

(7) 第3次国内準備期間(2020年6月中旬の1日間)

(4)にて作成したワークプラン(英文)に第3次派遣時の活動計画を修正、加

⁵ 無償資金協力にて機材整備予定の8検査室のうちCPHLを除く7検査室：1)Irrua Specialist Teaching Hospital, 2)University of Benin Teaching Hospital, 3)University College Hospital Ibadan, 4)University of Nigeria Teaching Hospital Enugu, 5)National Hospital Abuja, 6)Lagos University Teaching Hospital, Virology Laboratory, 7)University of Ilorin Teaching Hospital.

筆し、人間開発部による確認の後、提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地業務期間(2020年6月中旬～8月中旬迄の90日間)

- ① 現地業務開始3営業日以内に、JICAナイジェリア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクトチーム、C/P機関と協力し、ワークプランを基に、以下の業務を遂行する。
 - ア) (5)②カ)にて実施した検査室管理研修のフィードバックを把握・確認する。
 - イ) 上記ア)を踏まえて、研修教材等の課題と改善の方向性について、NCDC、プロジェクト専門家と検討する。
 - ウ) NRL、CPHL及びパイロット検査室のバイオセーフティ委員会の設置状況及び運営状況を確認し、設置及び運営を支援する。
 - エ) NCDCや他ドナーが実施した検査室のバイオセーフティ・バイオセキュリティアセスメントの結果を基にNCDCのバイオセーフティ指針の作成を支援する。
 - オ) ウ)のバイオセーフティ委員会の委員を対象にNCDCが開催するバイオセーフティに関する研修の実施を支援する。
 - カ) 検査室への検体の採取、梱包、搬送のための手順書の有無や遵守状況、実施体制を確認、状況分析する。
 - キ) NCDCによるカ)にかかる手順書作成を支援する。
- ③ 現地業務完了に際し、第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関に提出し、報告する。
- ④ JICAナイジェリア事務所に第3次現地業務結果報告書(和文要約・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ⑤ 必要に応じて、他のプロジェクト専門家とJICA人間開発部の定例進捗報告会(テレビ会議)に出席し、活動の進捗報告を行う。

(9) 第3次国内整理期間(2020年8月中旬の1日間)

第3次派遣の現地業務結果報告書(和文要約・英文)をJICA人間開発部に提出し、報告する。

(10) 第4次国内準備期間(2020年9月上旬の1日間)

(7)にて作成したワークプラン(英文)に第4次現地業務時の活動計画を修正、加筆し、人間開発部による確認の後、提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地業務期間(2020年9月上旬～12月中旬迄の110日間)

- ① 現地業務開始3営業日以内に、JICAナイジェリア事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクトチーム、C/P機関と協力し、ワークプランを基に、以下の業務を遂行する。
 - ア) 第3次現地業務結果及び他の活動進捗に基づき、チーフアドバイザー、

業務調整専門家、NCDC と協力し、プロジェクト全体の 2021 年の年間活動計画及び予算計画を策定する。

- イ) 第 3 次現地業務時にて作成した検体搬送のための手順書を用い、NCDC の緊急対応チーム約 10 名を対象に指導者育成研修を実施する。
- ウ) 外部精度管理を導入するために、現在の外部精度管理実施有無及びその状況分析を行う。また、将来的には当契約の後続の専門家が、分析結果を基に外部精度管理にかかる業務を継続的に行うことを考慮すること。
- エ) JICA 無償資金協力「ナイジェリア疾病予防センターにおけるネットワーク検査室機能強化計画」により整備予定の ELISA (Enzyme-Linked Immuno Sorbent Assay)、PCR (Polymerase chain reaction)、Real-time PCR などの機材を用いた各感染症病原体検出のための標準手順書を作成を支援する。また、将来的には当契約の後続の専門家が、標準手順書を用いて機材整備後、検査技師に研修を行うことを考慮すること。
- オ) NCDC による外部精度管理の手順書作成を支援する。

- ③ 現地業務完了に際し、第 4 次現地業務結果報告書 (英文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ④ JICA ナイジェリア事務所に第 4 次現地業務結果報告書 (和文要約・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ⑤ 必要に応じて、他のプロジェクト専門家と JICA 人間開発部の定例進捗報告会 (テレビ会議) に出席し、活動の進捗報告を行う。

(1 2) 第 4 次国内整理期間 (2020 年 12 月中旬の 1 日間)

第 4 次派遣の現地業務結果報告書 (和文要約・英文) を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(1 3) 第 5 次国内準備期間 (2021 年 1 月上旬の 1 日間)

(7) にて作成したワークプラン (英文) に第 5 次現地業務時の活動計画を修正、加筆し、人間開発部による確認の後、提出する。併せて、ナイジェリア事務所にもデータを送付する。

(1 4) 第 5 次現地派遣期間 (2021 年 1 月中旬～2021 年 4 月下旬の 94 日間)

- ① 現地業務開始 3 営業日以内に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクトチーム、C/P 機関と協力し、ワークプランを基に、以下の業務を遂行する。
 - ア) パイロット地域の緊急対応チーム約 15 名を対象に (1 1) ②イ) にて育成した NCDC の指導者が検査検体採取、梱包、搬送に関する研修を実施することを支援する。
 - イ) 上記ア) にて実施した検体搬送研修のフィードバックを把握・確認する。
 - ウ) 上記ア) を踏まえて、上記研修教材等の課題と改善の方向性について、C/P と検討する。

エ) 活動の進捗を確認の上、プロジェクト長期専門家、短期専門家、NCDC と協議し、研究能力強化研修用の消耗品の見積書の取付及び調達先リストの作成、また供与機材を選定、仕様書（案）及び調達先リストを作成する。なお、機材調達は JICA にて行う。

③ 現地業務期間完了に際し、これまでの現地業務結果を総括した専門家業務完了報告書（案）（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。並びに、専門家業務完了報告書（案）（和文要約・英文）を JICA ナイジェリア事務所及びプロジェクトチームに提出し、最終報告を行う。

(15) 帰国後整理期間（2021 年 4 月下旬の 1 日間）

(14) ②の C/P 機関、ナイジェリア事務所からのコメントを踏まえ、専門家業務完了報告書（和文要約・英文）（案）を最終化し、専門家業務完了報告書（和文要約・英文）を用いて、JICA 人間開発部に現地業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は専門家業務完了報告書（和文要約・英文）とする。

(1) ワークプラン（英文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（英文）を作成する。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。C/P 機関、JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所へ配布する。

(2) 現地業務結果報告書（和文要約・英文）

各派遣時及び派遣終了時に、和文要約及び英文を作成。提出部数は以下のとおり。

- ・ 和文要約：3 部（JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所、プロジェクトオフィスへ各 1 部）
- ・ 英文 4 部（JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所、プロジェクトオフィス、NCDC へ各 1 部）

なお、第 1 次及び第 5 次現地業務時現地業務結果報告書には、消耗品の見積書及び調達先リスト、機材の仕様書（案）及び調達先リストを別添資料とし、添付すること。

(3) 専門家業務完了報告書（和文要約・英文）

提出期限は 2021 年 5 月中旬とする。体裁は簡易製本版とし、電子データは人間開発部及びナイジェリア事務所に提出すること。

- ・ 和文要約：2 部 JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所へ各 1 部）

なお、第 1 次及び第 5 次現地業務時に作成した機材仕様書（案）及び調達先リストは別添資料として添付すること。

- ・ 英文：4 部（NCDC、連邦保健省、JICA 人間開発部、JICA ナイジェリア事務所へ各 1 部）記載項目は以下の通り。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

- ③ 業務実施上の課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上の残された課題
- ⑤ プロジェクトへの実現可能な提言
- ⑥ その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。航空経路は日本⇒パリ、ドバイ又はアディスアベバ⇒アブジャ⇒パリ、ドバイ又はアディスアベバ⇒日本を標準とします。
- (2) 宿泊料
宿泊料については、ラゴス及びアブジャで宿泊する場合には JICA の安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定しています。宿泊料積算にあたっては同単価に基づき 22,300 円／泊として計上して下さい。なお、前述の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。その他の地域は経理処理ガイドラインのとおりです。
- (3) 一般業務費
以下に記載の一般業務費については、本プロジェクトの業務調整専門家が管理するため、当該経費は契約には含みませぬので、見積書への記載は不要です。
 - ・ 研修員日当/研修中滞在費
 - ・ 現地交通費（研修員用）
 - ・ 資料印刷費
 - ・ 消耗品等購入費
 - ・ 通信運搬費

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案して下さい。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、ラマダーン期間が 2020 年 4 月下旬から 5 月下旬及び 2021 年 4 月中旬から 5 月初旬を予定しているため、それを考慮した業務日程を作成して下さい。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。

- ア) チーフアドバイザー（長期専門家）
- イ) 検査室マネジメント専門家（本専門家）
- ウ) 業務調整（長期専門家）

なお、プロジェクト期間を通じて、短期専門家（延べ 5 名程度）も派遣されます。本業務に係る現地業務従事者は検査室マネジメント専門家のみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務到着時のみ、便宜供与あり（警護警官手配を含む）。

イ) 宿舎手配

第1次現地業務到着時のみ、あり。精算は当該専門家自身で対応願います。

ウ) 車両借上げ

第1次現地業務到着時のみ、あり。第一次業務以降、長期及び短期専門家と同じプロジェクト車両で移動する場合があります。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時のみ、ナイジェリア事務所が支援。

カ) 執務スペースの提供

ナイジェリア疾病予防センター内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム（TEL:03-5226-3641）にて配布します。

- ・ナイジェリア公衆衛生検査室ネットワーク地図（2019年2月時点）
- ・Project Design Matrix（Version 1）
- ・Plan of Operation（Version 1）
- ・事業事前評価表

② ウェブ公開資料

- ・ナイジェリア疾病予防センター診断機能強化計画協力準備調査報告書（簡易製本版）

http://open_jicareport.jica.go.jp/980/980/980_524_12308003.html

- ・ナイジェリア国家公衆衛生安全保障計画 2018-2022（National Action Plan on Health Security 2018-2022）

<https://ncdc.gov.ng/themes/common/files/establishment/5e88f9e22d2b4e4563b527005c8a0c43.pdf>

- ・WHO Laboratory Biosafety Manual Third Edition

https://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/WHO_CDS_CSR_LYO_2004_11/en/

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(4) その他

- ① 今般の業務ではバイオセーフティを遵守した検査室管理指導、麻疹などのウイルスやコレラなどの細菌の検査診断指導、検体搬送システム強化が含まれるため、類似の業務経験があることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上